EBPM推進委員会 「データ利活用WG取りまとめ (R3.6)」について

~民間保有データ利活用・ビッグデータ分析の 論点を中心に~

令和3年 11月17日

農林水産省 大臣官房統計部 統計企画管理官 (前 内閣官房 行政改革推進本部事務局 企画官)

木村 恵太郎

本日の構成

- 1. EBPM推進委員会:データ利活用ワーキンググループにおける議論の紹介
 - ◆ 「取りまとめ」、「ロードマップ」の概要
 - ◆ 行政とデータを提供する民間との間で合意すべき内容についての考え方
 - ◆「官民データパートナシップ」の取り組み推進

- 2. 上記「取りまとめ」に関連する農林水産省統計部における取り組みの 紹介
 - ◆ 従来の統計調査・調査手法にとどまらないデータの収集・分析手法についての 調査研究
 - ◆ 事例紹介(農産物の流通・消費に関するデータについて)
- 3. 質疑応答

EBPM推進委員会: データ利活用ワーキンググループについて

- EBPMは、「政策手段と目的の論理的なつながりを明確にし、このつながりの裏付けとなるようなデータ 等の根拠(エビデンス)を可能な限り求め、『政策の基本的な枠組み』を明確にする」取組
- 政府においては、「統計改革推進会議 最終とりまとめ」(平成29年5月)等を踏まえ、EBPM推進委員会 (各府省の政策立案総括審議官等で構成。会長は内閣官房副長官補。)を開催して、推進。
- 令和2年7月の自民党行政改革推進本部(統計改革・EBPMワーキンググループ)の提言(※)も受け、 令和2年10月以降、EBPM推進委員会の下で、以下の2つのワーキンググループを開催
 - (※) 令和2年7月、自民党行政改革推進本部(統計改革・EBPMワーキンググループ)提言(EBPM関係)
 - ▶ ビッグデータ・リアルタイムデータの利活用体制の確立
 - データ利活用の戦略体制の整備
 - EBPM推進体制の強化と予算等との連携の強化

【EBPM課題検討ワーキンググループ】

これまでのEBPMの取組を踏まえ、更なる EBPM推進のための課題を整理し、中長期 的な推進方策を検討

【データ利活用ワーキンググループ】

EBPMの基盤となるデータの利活用のために必要となる 環境整備等について掘り下げて議論

- ワーキンググループ「取りまとめ」を公表し、併せて、取り組みの今後の「ロードマップ」を示した (令和3年6月23日)。
- ◆ 本「取りまとめ」に沿った「ロードマップ」の取り組みを進めていくことは、政府のデータ戦略に基づくデジタル・ガバメントの実現や、「情報の活用による公共分野におけるサービスの多様化」等を掲げる「デジタル社会の形成」(※)にも資すると期待される。

(※)デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)第32条(令和3年9月1日施行)

データ利活用WG開催の経緯

(趣旨)

「EBPM推進委員会の開催について」(平成29年7月31日官民データ活用推進基本計画実行委員会会長決定) 第4項の規定に基づき、EBPMの基盤となるデータの利活用及び統計等データの利活用のための提供並びにそ れらのために必要となる体制整備を推進するため、EBPM推進委員会の下に、「データ利活用ワーキンググルー プ」を開催

開催状況

- 第1回(令和2年10月9日)
 - ・データ利活用の当面の検討課題
- 第2回(令和2年12月4日)
 - ・民間データ利用上の留意点
- 第3回(令和3年2月26日)
 - ・地方公共団体におけるデータガバナンス体制
 - ・データ人材育成の取組
- 第4回(令和3年3月31日)
- ・新たな行政手法に係る取組事例
- 第5回(令和3年4月16日)
 - ・取りまとめ(案)について①
- 第6回(持ち回り開催)
 - (令和3年6月23日)
 - ・取りまとめ(案)について②

<u>構成員</u>

座 長 内閣官房内閣審議官(行政改革推進本部事務局次長) 構 成 員 内閣官房内閣参事官(情報通信技術(IT)総合戦略室)

> 内閣官房内閣参事官(行政改革推進本部事務局) 内閣官房内閣参事官(統計改革推進室)

総務省行政評価局総務課長 総務省政策統括官付統計企画管理官

有識者 座長の指定する有識者

オブザーバー 座長の指定する各府省のEBPM推進担当者

<有識者>

秋池 玲子 ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター & シニア・パートナー

宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授

椿 広計 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 統計数理研究所長 土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授

原田 久 立教大学法学部教授

星野 崇宏 慶應義塾大学経済学部教授

理化学研究所AIPセンター経済経営情報融合分析チームチームリーダー

山本 龍彦 慶應義塾大学法科大学院教授

<各府省>

内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

データ利活用WG取りまとめ(概要)

行政におけるデータ利活用の必要性

- データ(= 政策立案等のエビデンス)は、EBPMの基盤。
- EBPMが実際の政策の質の向上に結び付いていくためには、行政が、様々なデータ(※)を整備又は取得し、それぞれの データの特徴を踏まえた利活用を図ることが必要。 (※)公的統計(正確性)・行政記録情報(網羅性)・民間保有データ(リアルタイム性)

データ利活用の環境整備に係る課題を整理し、課題解決に向けた対応の考え方を取りまとめ

→ 「データガバナンスの確保」「データ人材の確保・育成」「民間データの適正な利活用」等

データ利活用を適切かつ実効的に 運用できる仕組み(データガバナンス)

行政データの提供者(国民・事業者)の 信頼を得るため、また、民間が安心して 保有データを提供できるようにするため に、各府省におけるデータガバナンスの 取組の強化が必要

- 各府省における保有データの所在把 握・品質管理及び様々なデータの利 活用を統括・推進する体制(データマ ネジメント統括体制)の整備
 - データの府省内共有・連携
 - データの重要度に応じた管理
 - データ利用部局等への指導・ 助言
 - 政策立案総括審議官の役割 を踏まえた体制整備
 - デジタル庁の「データ整備・運 用の在り方やその体制・組織 についての検討」との連携

データを理解して利活用 できる人材(データ人材)

行政データ・民間データ双方の適正か つ有効な利活用のために、データ人材 の確保・育成の取組強化が必要



- 以下の2種類の研修プログラムを 「車の両輪」として実施
- データ分析のスペシャリスト養成
- 一般行政官向けの、データを利 活用するための基礎的なセンス の底上げ

民間データの利活用

コロナ禍で実現した事例を踏まえ、 適正な利活用に向けた取組が必要



- 「行政とデータを提供する民間の 間で合意すべき内容の考え方」 (別紙1)を整理。事例の蓄積を踏 まえ、合意文書の雛形を検討。
- 民間データのバイアス修正のた めの体制構築
- 「官民データパートナーシップ」の 取り組み推進(※別紙2)

行政データの一層の利活用



ナッジ

既存の公的統計だけでなく、行政が業務上収集した行政記録等情報等の積極的な利活用

リアルタイム性の高いデータやビッグデータを利活用した新たな行政手法(※)についても研究

(※) アジャイル型政策立案: 当初から政策を全てを設計しきるのではなく、リアルタイム性の高いデータを 利活用して、効果を見ながら随時必要な政策の軌道修正を行う手法

:ビッグデータ等の利活用により、国民ひとりひとりに配慮した提案を行うことで、 5

人々の自発的行動を促す行政手法

(別紙1) 行政とデータを提供する民間の間で合意すべき内容についての考え方

合意文書に明確に規定する事項

- ▶ 法令等の範囲内において提供・使用されるものであることの確認
- → 行政側が提供データを何のために使用するかという「データ利用の目的」
- ▶ 「データ利用の目的」に応じたデータの「種類」、「内容」、「品質」、「情報共有される関係者の範囲」等
- ▶ 提供されるデータを保有している間のデータの安全管理措置
 - (※) なお、民間データホルダー側が安心してデータを提供するためには、「データ利用の目的」が、できる限り特定の公益・施策に限定される形が望ましい。

個別のケースに応じて合意文書への盛り込みを検討する事項

- ▶ データ提供は任意であり、民間データホルダーに何らかの義務付けを行うものではないことの確認
- ▶ 提供するデータの内容の決定プロセス(例えば、民間データホルダー側が行政側の意見を聴きつつ決定する等)
- ▶ 有償・無償等の提供の形態
- データ提供の事実及び提供されたデータの内容の公表方法
- ▶ 提供されたデータの保有期間、保有期間終了後のデータ削除等の取扱い
- データ利活用の成果の提供元へのフィードバック、公表
- ▶ 提供の中止など、紛争が生じた時の解決方法

合意の過程で確認することが望ましい、行政側の「責務」と民間側の「役割」

く行政の「責務」として考えられる事項の例>

- ▶ 民間データホルダーの顧客に関するデータとして、個人の機密性の高い情報、企業秘密など商業的に機密性の高い情報が含まれること、民間の当事者間でデータの取扱いなどについて既に協定、契約等が存在することもあり得ることに留意すること
- ▶ データの提供によって国民に不安や疑念が生じることのないように、国民に対して積極的な情報発信等、必要な施策を継続的に講じていくこと
- ▶ 提供されるデータのバイアスなどの限界等を認識し、必要に応じ提供されたデータの品質を評価し、また、提供されたデータのみに 依拠した施策の実施を行わないこと
- データガバナンス体制の確保・強化
- <民間データホルダーの「役割」として考えられる事項の例>
 - ▶ 企業内のプライバシーガバナンス体制を構築し、データの提供について、消費者やステークホルダーとコミュニケーションをとること

(別紙2)「官民データパートナーシップ」の取り組み推進

(「官民データパートナーシップ」とは)

行政が民間データを利活用するに当たって、提供される民間データと行政が保有するデータを、官民でそれぞれ 共有し、共同分析・評価することで、両者の欠点を補い、「代表性があり、精度が高く、速報性もある」データに改善 していく取組 (参考: EU欧州委員会「共通欧州データ空間に向けて」コミュニケーション付属スタッフ作業文書 (2018年4月))



民間データホルダー側にとっても、自らのデータのバイアスを行政データで補正できるなどの利点があるのではないか

⇒ win-winの官民関係(新たな官民融合の文化の醸成)に資することも期待

考えられる具体的な「官民データパートナーシップ」の取組の例

- ▶ 提供される民間データを共同分析・評価し、行政データと比較することで、そのバイアスを取り除く取組
- ▶ 提供される民間データと行政データの統合・融合を図ることで、より代表性があり、精度の高いデータに補正する 取組
- 共同分析・評価できる行政データの拡大(行政記録情報等の利活用)
- ▶ 民間データホルダー側の役割として、必要に応じ、政府側に対し、提供データの品質に係る情報を提供すること (ただし、民間データホルダー側は、無償でデータの質を向上させることを要求されるべきではないことに留意)
- データの共同分析・評価の結果を、民間データホルダーと府省等の共同名義で公表すること

データ利活用WG取りまとめ『ロードマップ』の概要

令和9年度頃に 令和3年度 令和4年度・令和5年度 目指す姿 各府省の取組把握 各府省における 好事例の政府内横展開 • データマネジメント統括体制の検 討•整備 の下で、 必要な 各府省における 府省内のデータの所在把握・共有・ データ利用部局に対する指導等、 データ 連携等の取組 保有データの品質管理の取組 を支援・推進 ガバナンス を支援・推進 の確保 デジタル庁のデータ整備や運用の在り デジタル庁の検討を注視、必要に 方やその体制・組織についての検討に 応じ連携 対し、情報提供

■ 各府省のデータマネジメント統括体制 ・公的統計、行政記録情報の利活用

・民間データの利活用 ・官民の間でデータの共有・共同分析 等 が行われ、精度の高いエビデンス を利活用したEBPMが進展。

EBPMに係る研修プログラム等を通じ て、データに基づく問題解決の基本 的・標準的な考え方の浸透 統計データアナリスト等の資格認定 データ人材の 確保・育成

のための業務レベル別研修 データサイエンス・オンライン講座 を開講 (総務省統計研究研修所)

業務レベル別研修やデータサイエ ンス講座について、改善を図りな がら、内容を充実 (総務省統計研究研修所)

官民の合意文書の締結事例を参考

に、標準的な合意文書の雛形検討

各府省の取組状況を継続的に把握 し、支援・推進・好事例の横展開

■ 各府省の各政策担当部局レベルで、デー タサイエンティストが必要に応じ確保さ れ、そのデータサイエンティストの提案 (その課におけるデータに基づく問題解 決プロセス)を課員が理解できる。

各府省の事例を収集・情報共有 「行政と民間の間で合意すべき内容の 考え方 | (別紙)を必要に応じ追補・改訂 民間データ 利活用

手法の検討

各府省における、民間データの利活用 や「官民データパートナーシップ」に 向けた動きの情報収集・政府内共有

バイアスの分析等について総務省 統計作成支援センターが府省支援 各府省における、実践事例や課題 等を把握し、政府内で共有

を提供できるようになり、また、「官 民データパートナーシップ | が実践さ れることにより、官民を問わず多種多 様なデータが「公共財」として整備 ■ 多種多様なデータがEBPMのエビデンス として適切に利活用され、EBPMの取組

■ 民間データホルダーが安心してデータ

■ 新たな行政手法について、政府内で適切 な実践が図られる。

自体の質の向上が図られる。

各府省における、行政記録情報等を含 多種多様な む行政データのより一層の利活用に向 データ利活用 けた動きの情報収集・政府内共有 と新しい行政 新しい行政手法(アジャイル型政策立案、ナッジ等)の研究

農水省統計部におけるデータ利活用に関する取組

- 新たなデータ収集・分析ニーズに応じ、従来の統計調査・調査手法にとどまらない データ収集・分析手法等についての調査研究を実施
- 職員がデータを読み解き、課題に沿った理論的な推論を行い、的確な判断の考察を行 う等のデータセンスを身に付けるためデータサイエンティスト育成研修を実施

ビックデータの活用手法の調査研究

〇モバイル空間統計の活用

携帯電話等の位置情報を活用して、「農泊」(農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」)の推進施策を検討するためにモデル地域に滞在した方のデータ(居住地、経由地、滞在時間等)を収集・分析し、政策担当部局に提供

○ウェブスクレイピング技術の利用

SNS上の情報などを収集し、農家が取り組む農産物直売所や農家民宿、農家レストランなどの新設情報等を把握し、統計調査の母集団情報の整備への利用を検討

- ○今年度実施を予定しているテーマ
- ・<u>小売業者への調査について、POSデータ等を利用した統計手法の検討</u>
- ・EC(電子商取引)の食料品購入データによる消費動向等の把握
- ・砂糖・砂糖関連製品の消費行動やトレンドの調査・分析

データサイエンティストの育成

データの分析手法や機械学習、 ディープラーニング、ケーススタ ディ(農林水産省の課題を題材とし た演習)等のカリキュラムによる データを活用した政策立案、業務 改善に関するプロジェクトを先導・ 推進する人材を育成するため 「データサイエンティスト育成研修」 を実施

農水省における事例紹介(農産物の流通・消費について)

今年度、分析しようとしている ビッグデータの例

POSデータ

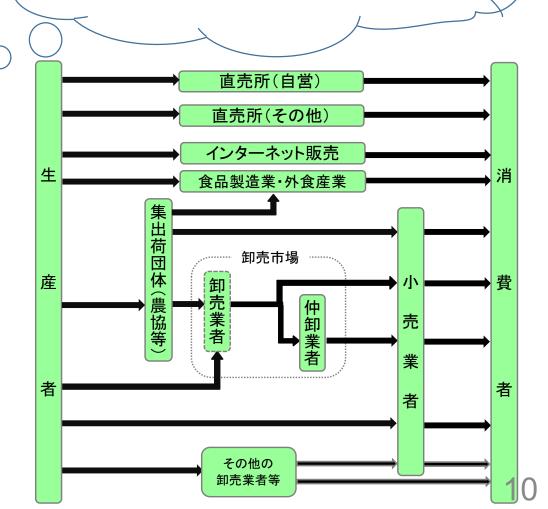
対象店舗	全国のスーパーマーケット600店舗
対象カテゴリ	生鮮(農産・水産・畜産)、総菜、卵、ベーカリー
データ	販売金額、販売個数、 販売店率 等

消費者モニターの購買履歴データ

モニター数	全国15~79歳の 男女50000人
対象カテゴリ	食品、飲料等
データ	属性(年齢・職業・健 康意識等)、購入の日 時・ルート・金額・個 数

【論点】

- ・限定的、または偏りがあるデータへの対応
- ・実際の政策に、どのようにして「役に立つ」かの検討



ご清聴ありがとうございました

【公表資料】

- 1. EBPM推進委員会:データ利活用ワーキンググループ
 - http://www.gyoukaku.go.jp/ebpm/index.html

- 2. 農林水産省の統計情報
 - https://www.maff.go.jp/j/tokei/